事業 交際費等の損金算入に関する明細書 法人名 年 度 円 円 御 注 意 支出交際費等の額 1 損金算入限度額 (8  $\mathcal{O}$ 計)  $4\ 3\ 2$ 4 (2) (1) (2)又は(3) 税抜経理方式を適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。租税特別措置法第 61条の4第4項に規定する飲食費について同項第2号の規定を適用する場合には、同法施行規則第 21条の 18の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。「支出交際費等の額の明細」は科目にとらわれず交際費等に該当するものの全てを記載してください。(1)以外の法人…「0円」は科目にとらわれず交際費等に該当するものの全てを記載してください。(条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当する場合を除きます。)…「八〇〇万円×当期の月数÷12」により計算した金額(入び特定目的会社を除きます。)のうち期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人な「3」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 支出接待飲食費損金算入基準額 2  $(9の計) \times \frac{50}{100}$ 不 算 損 金 入 額 中小法人等の定額控除限度額 5 (1)の金額又は800万円× $\overline{12}$ (1) - (4)3 |相当額のうち少ない金額 支 出 交 際 費 等 明 細 の 額 の 交際費等の額から (8) のうち接待 差引交際費等の額 支 出 額 費の 科 控除される費用の額 飲 食 額 目 6 7 9 8 円 円 円 円 交 際 費 により計算した金額により計算した金額の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、い法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、 法人税法第 計

表

+ 五

平.

<u>-</u>二十

七

几

以 後

終 了

事 業

年

度

分